

設計者ならびに工事監理者に必要とされる建築士の資格

構造		木造建築物				木造以外			
高さ・階数		平屋建	2階建	3階建	高さ13m超 又は 軒高9m超	高さ13m以下 かつ 軒高9m以下		高さ13m超 又は 軒高9m超	
						平屋建及び2階建	3階建以上		
延 べ 面 積	30㎡以下	規定なし	規定なし			規定なし			
	30㎡超100㎡以下	規定なし	規定なし						
	100㎡超300㎡以下								
	300㎡超500㎡以下								
	500㎡超 1,000㎡以下	一般							
		特殊建築物							
	1,000㎡超	一般							
		特殊建築物							



一級建築士、二級建築士、木造建築士のいずれか資格が必要

一級建築士、二級建築士のいずれか資格が必要

一級建築士の資格が必要

特殊建築物

学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーデトリウムを有しないものを除く。）又は百貨店の用途に供する建築物